

は、それを無視することはできないわけです。この研究会を一つのきっかけとしまして、今後折に触れてこうした問題を考える研究会を開いて行けたらと思います。今日はお二人の先生どうもありがとうございました。(拍手)

第3部 資料編

1. 自民党のスパイ防止法案

<全文> (1985年6月6日/国会に提出)

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」

(目的)

第1条 この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。

(国家秘密保護上の措置)

第3条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

(罰則)

第4条 次の各号の1に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

- 1 外国(外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第6条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危

険を生じさせたもの

- 2 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

第5条 次の各号の1に該当する者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

- 1 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの
- 2 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報したもの
- 3 前条第1号又は第2号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

第6条 次の各号の1に該当する者は、2年以上の有期懲役に処する。

- 1 外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者
- 2 前条第1号又は第2号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者

第7条 次の各号の1に該当する者は、10年以下の懲役に処する。

- 1 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者
- 2 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らしたもの

第8条 前条第2号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、5年以下の懲役に処する。

第9条 第5条（同条第3号に係る部分を除く。）及び前3条の未遂罪は、罰する。

第10条 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らしたものは、2年以下の金銭又は20万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、1年以下の金銭又は10万円以下の罰金に処する。

第11条 第5条（同条第3号に係る部分を除く。）の罪の予備又は陰謀をした者は、10年以下の懲役に処する。

- 2 第6条の罪の予備又は陰謀をした者は、7年以下の懲役に処する。
- 3 第7条の罪の陰謀をした者は、5年以下の懲役に処する。
- 4 第8条の罪の陰謀をした者は、3年以下の懲役に処する。

5 第5条（同条第3号に係る部分を除く。）の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第1項と同様とし、第6条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第2項と同様とし、第7条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第3項と同様とし、第8条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治40年法律第45号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第12条 第6条第1号、第7条第1号、第9条又は前条第1項から第4項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（国外犯）

第13条 第4条から第10条まで及び第11条第1項から第5項までの罪は、刑法第2条の例に従う。

（この法律の解釈適用）

第14条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第2条関係）

1 防衛のための態勢等に関する事項

イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況

ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備

ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練

ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度

ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号

ヘ 防衛上必要な外国に関する情報

2 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項

イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量

ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画，その実施の状況又はその成果

3 外交に関する事項

イ 外交上の方針

ロ 外交交渉の内容

ハ 外交上必要な外国に関する情報

ニ 外交上の通信に用いる暗号

理由

我が国の安全に資するため，外国のために国家秘密を探知し，又は収集し，これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止する必要がある。これが，この法律案を提出する理由である。

2. 図書館の自由に関する宣言

日本図書館協会

1954年 採択

1979年 改定

図書館は，基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に，資料と施設を提供することを，もっとも重要な任務とする。

1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており，この国民主権の原理を維持し発展させるためには，国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること，すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は，表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり，知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は，また，思想・良心の自由をはじめとして，一切の基本的人権と密接にかかわり，それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは，憲法が示すように，国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2 すべての国民は，いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは，すなわち知る自由を保障することである。図書館は，まさにこのことに責任を負う機関である。

3 図書館は，権力の介入または社会的圧力に左右されることなく，自らの責任にもとづき，図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて，収集した資材と整備された施設を国

民の利用に供するものである。

4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。

外国人も、その権利は保障される。

6 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。(注1)

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手

を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
- 2 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
- 3 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴をもっている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。(注2)

- 4 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

- 1 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

- 2 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

3 それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

第5 図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る

1 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

2 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。

3 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

4 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済にとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。(1979.5.30総会決議)

〔関連法規〕

(注1) ○刑法

(猥褻文書頒布罪)

第175条 猥褻ノ文書、図画其他ノ物ヲ頒布若クハ販売シ又ハ公然之ヲ陳列シタル者ハ2年以下ノ懲役又ハ5,000円〔100万円〕以下ノ罰金若クハ科料ニ処ス販売ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

○ 関税込率法

(輸入禁制品)

第21条 左の各号に掲げる貨物は、輸入してはならない。

3 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品

4 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権又は著作隣接権を侵害する物品

○ 破壊活動防止法

(定義)

第4条 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、左に掲げる行為をいう。

刑法第77条、第81条又は第82条に規定する行為を実行させる目的をもって、その実行

の正当性又は必然性を主張した文書又は図画を印刷し、頒布し、又は公然掲示すること。

(団体活動の制限)

第5条 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、左に掲げる処分を行うことができる。但し、その処分は、そのおそれを除去するために必要且つ相当な限度をこえてはならない。

2 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙（団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。）によって行われたものである場合においては、6月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、又は頒布することを禁止すること。

(注2) ○地方自治体

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

<編集後記>

学内の五つの研究所の「合同研究会」が、86年1月18日にもたれた。“いま、なぜ国家秘密法なのか”。最近の日本の政治、経済、軍事、教育、言論等々各方面における急速な変化——いわゆる“戦後体制の総決算”体制の強行——のなかで、国家秘密法案のねらいと背景を考える貴重な研究会であった。その概要を「社研月報」として記録にとどめた。(Y. M.)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話(044)911-8480(内線33)

専修大学社会科学研究所

(発行者) 三輪芳郎

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話(03)404-2561
